

平成28年度定期監査（部監査）措置事項報告書

指摘事項	措置状況
<p>1 臨時職員の賃金</p> <p>(1) 通勤手当分において、同一日に健康増進課と学務課から重複して支払われているものが認められた。</p> <p>(2) 年次有給休暇の取得時間の計算誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。</p> <p>2 職員の時間外勤務手当</p> <p>(1) 時間外勤務命令簿の支給割合区分の誤りにより支給額を誤っているものが認められた。</p>	<p>重複して交通費を支給した臨時職員へ勤務日数の集計に誤りがあったことを説明し、重複支給した差額分の交通費を平成29年2月6日に返納してもらい精算しました。</p> <p>今後につきましては、重複支払を防ぐため、両課で出勤簿を照合し合い、再発防止に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(健康増進課)</p> <p>有給休暇の取得時間の計算誤りによる賃金支給洩れにつきましては、対象臨時職員へ説明のうえ、平成29年3月15日に支給しました。</p> <p>今後につきましては、有給休暇の取得時間の計算に2名体制で確認するとともに、指摘事項の写しを該当業務のホルダー内に保管し、常に注意喚起することにより、誤りの防止に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(スポーツ振興課)</p> <p>時間外勤務命令簿の支給割合区分の誤りによる賃金支給洩れにつきましては、対象職員へ説明のうえ、平成29年2月21日に支給しました。</p>

	<p>今後につきましては、時間外勤務命令簿の支給割合区分に2名体制で確認するとともに、指摘事項の写しを該当業務のホルダー内に保管し、常に注意喚起することにより、誤りの防止に努めます。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>
<p>(2) 時間外勤務命令簿の集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。</p>	<p>時間外勤務命令簿を再度確認し、勤務時間の集計を修正するとともに、3月支給分の給与支払において、支給額の調整を行いました。</p> <p>今後につきましては、集計誤りを防止するため、複数の職員により確認を行い、再発防止に努めます。</p> <p>(健康増進課)</p>
	<p>時間外勤務命令簿を再度確認し、集計を修正するとともに、平成29年2月21日の賃金の支払いにおいて、支給額の調整を行いました。</p> <p>今後につきましては、時間外勤務命令簿を2名体制で確認するとともに、指摘事項の写しを該当業務のホルダー内に保管し、常に注意喚起することにより、誤りの防止に努めます。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>
<p>(3) 時間外勤務命令簿の勤務時間の記入誤りにより支給額を誤っているものが認められた。</p>	<p>時間外勤務命令簿の勤務日及び勤務時間を再度確認し、勤務時間の集計を修正するとともに、3月支給分の給与支払において、支給額の調整</p>

(4) 時間外勤務手当の支払い処理において、既に支払済みのものを翌月に重複して支払われているものが認められた。

を行いました。

今後につきましては、時間外勤務命令簿の記入方法について指導を徹底するとともに、チェック体制の強化に努めます。

(健康増進課)

時間外勤務命令簿、時間外勤務手当等勤務実績連絡票及び時間外チェックリストを照合し、勤務時間の集計を修正するとともに、3月支給分の給与支払において、支給額の調整を行いました。

今後につきましては、重複支払いを防止するため、関係書類等の照合を徹底し再発防止に努めます。

(健康増進課)

給与処理を行っている総務人事課においては、総務人事課での確認については再度、注意喚起を行うと共に、返却時には庁内LANの掲示板を通じて、今一度、各課において、時間外勤務命令簿とチェックリストの確認をするよう依頼するものとし、再発防止に努めます。